

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：令和6年4月2日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職) 名古屋大学核燃料管理施設・教授

(氏名)

吉橋幸子

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- (A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①及び②のいずれにも該当しません。
- (B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (B) に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報（3により追加提出されたものを含む。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください（署名・押印は必要ありません。）。

(様式 1 )

申告日：令和 6 年 4 月 2 日

## 原子力事業者等からの報酬等に関する申告

- ① 任命前の 3 年間※ 1 における同一の原子力事業者等※ 2 からの 1 年度あたり 50 万円以上の報酬等※ 3 の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有		年度
<input checked="" type="checkbox"/> 無		

※ 1 :「任命前の 3 年間」とは、自己申告日の属する年度の前の 3 年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。

※ 2 :「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。

※ 3 :「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

- ②-1 任命前の 3 年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※ 4 の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名※ 5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		年度			
<input checked="" type="checkbox"/> 無					

- ②-2 任命前の 3 年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※ 6 の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名※ 5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			
<input checked="" type="checkbox"/> 無						

※ 4 :「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。

※ 5 :「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。

※ 6 :「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含みます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)